

令和 5年 5月 8日

園児・児童・生徒の保護者の皆様へ

鳴門市教育委員会
教育長 三浦 克彦

新型コロナウイルス感染症に係る保護者の皆様へのお願い

保護者の皆様には、日頃より新型コロナウイルス感染症対策について、ご理解とご協力をいただいておりますことにあらためて感謝申し上げます。

令和 5年 5月 8日以降、新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の 5 類感染症に移行することとなります。

それに伴い、お子様や同居の家族が新型コロナウイルスに感染した場合などについてお知らせします。

1 お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

・これまで通り、**出席停止**となりますので、**平日については、お子様が通学(園)している学校(園)**にご連絡ください。

・**夜間・休日・長期休業中**は学校(園)には**連絡不要**です。

※ただし、幼稚園の一時預かり及び放課後児童クラブをご利用の園児・児童、もしくは部活動に参加されている生徒については、必要に応じてご連絡をお願いします。

・出席停止の期間は、**㊦発症した後 5 日を経過し、かつ、㊧症状が軽快した後 1 日を経過するまで**となります。

(例えば、㊦ 5月2日に発症した場合は、5月2日を0日とし、5日目は5月7日となる。㊧ 5月7日までに薬を使わず熱が下がり軽快した状態が1日以上継続していれば、5月8日から登校できる。)

・感染したお子様につきましては、発症から 10 日間はマスクの着用を推奨します。

2 ご家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- ・令和5年5月8日以降、濃厚接触者の特定は行われなくなります。
- ・お子様の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とはなりません。
- ・お子様の感染が確認されていない場合でも、家族からの感染が疑われるなど、登校（園）することに不安がある場合などは、出席停止になる場合もございますので、学校（園）にご相談ください。

3 その他

- ・学級内で感染が拡大している恐れがある場合、学級閉鎖等を実施することがあります。
- ・マスクの着用については、学校教育活動において基本的には求めないこととしますが、感染状況等に応じてマスクの着用を推奨することがあります。
- ・お子様に発熱や咽頭熱、咳等の普段と異なる症状がある場合には、欠席とはなりますが、無理をして登校（園）しないこともご検討ください。
- ・その他、新型コロナウイルス感染症について不安なことがあれば学校（園）にご相談ください。
- ・今後、感染状況により、感染対策をお願いすることがあります。

【問い合わせ先】 鳴門市 教育委員会 学校教育課

TEL：088-686-8802